

地域密着型募集指針

基準		サービス	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	地域密着型 老人福祉施設	認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	夜間対応訪問介護 (補助メニューなし)	備考
応募資格	①	地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力、意欲等を有する法人であること。	○	○	○	○	○	○	○	
	②	法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。	○	○	○	○	○	○	○	
	③	会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	
	④	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人でないこと。(一般競争入札の参加資格を有していること)	○	○	○	○	○	○	○	
	⑤	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人及び個人でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	
応募要件	⑥	同一サービスは、日常生活圏域1ヵ所につき1提案の応募であること。	○	○	○	○	—	○	—	※ただし、数量を定めず募集するサービスに対しては要件緩和。
	⑦	防災対策を十分に行うこと。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑧	用地は、災害（水害、崖地、土砂など）に対する安全性が確保されていること。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑨	市街化区域であること。	○	○	○	○	○	○	○	

地域密着型募集指針

基準		サービス	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	地域密着型 老人福祉施設	認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	夜間対応訪問介護 (補助メニューなし)	備考
応募要件	⑩	当該事業の開設に当たって必要な法令上の手続に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって事業を開始することが可能なものであること。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑪	施設用地は、当該施設を建設し、駐車場等の付帯設備を整備するのに十分な広さが確保されていること。	○	○	○	○	○	—	—	※ただし、事務所のみの施設に対しては、要件緩和。
	⑫	応募する事業に係る介護人員の確保について、事業計画どおりに開設・運営ができるように、十分な募集計画・手法をとること。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑬	以下の関係法令に適合したものであることと、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、消防法、農地法、文化財保護法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）、及び東京都建築安全条例など関係法令及び各種要綱、八王子市景観条例、八王子市地区まちづくり条例、八王子市民の生活環境を守る条例など関係法令、各種条例、各種要綱等。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑭	事業計画等について、近隣住民説明会等により、周辺住民の合意を得ること。	○	○	○	○	○	○	○	
	⑮	地域における在宅介護への支援や地域医療との連携を行い、地域包括ケアシステムにおいて積極的な役割を果たすよう努めること。	○	○	○	○	○	○	○	

地域密着型募集指針

基準		サービス	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	地域密着型 老人福祉施設	認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	夜間対応訪問介護 (補助メニューなし)	備考
補助金活用 に係る資格・要件	⑯	直近3年間の決算において、債務超過でないこと。	○	○	○	○ ※備考参照	○	○	—	社会福祉法人にあっては、法人の負債金額は、資産総額の2分の1を超えない範囲にとどまっていること
	⑰	介護保険サービス事業またはこれに準ずる事業について1年以上のサービス提供の実績があること。 ※社会福祉法人を除く	○	○	○	○	○	○	—	実質的に1年以上の介護実績があると判断される場合には、要件を満たすものとする。 みなし指定により介護保険サービスを行うことができる保険医療機関の事業は、介護保険事業サービスに準ずる事業とする。 社会福祉法人は法人設立に当たり、社会福祉事業の遂行能力保有者であることが確認されているため適用しない。
	⑱	過去3年間に於いて法人及び代表者に八王子市税の滞納がないこと。	○	○	○	○	○	○	—	
	⑲	補助金の趣旨を理解し補助基準に適合した計画を作成すること。	○	○	○	○	○	○	—	
	⑳	補助金内示までに、周辺住民の合意を得ること。	○	○	○	○	○	—	—	定期巡回は事務所のみなので、要件緩和。
	㉑	土地建物を賃貸借する場合、事業継続に支障のないように必要十分な借地権、賃借権の存続期間を有する等、賃借に関する基本的合意を得ていること。	○	○	○	○	○	○	—	